

<一般委託>

平成30年度環境影響評価事後調査業務委託(一般委託)仕様書

平成30年度環境影響評価事後調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	神奈川県環境影響評価条例に基づき、横須賀ごみ処理施設に係る事後調査(道路沿道における大気、騒音、振動調査)を行い、事後調査報告書を作成する。
2	履行期間	契約日から平成31年3月15日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目3878番地他横須賀ごみ処理施設建設地周辺
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	神奈川県環境影響評価条例
7	資格要件	① 平成20年4月1日以降、神奈川県環境影響評価条例(昭和55年10月20日 神奈川県条例第36号。以下「県条例」という。)、またはそれに相当する都道府県、政令市の条例で規定される事後調査報告書作成業務(県条例第68条に規定する事後調査報告書の作成業務を含み、かつ道路沿道における大気汚染、騒音、振動に関する項目を含むこと)、または国及び高速道路株式会社法(平成16年6月法律第99号)に基づく特殊会社(首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社)が実施する道路沿道における大気汚染、騒音及び振動等の調査報告書作成業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 ② 計量法に基づく計量証明事業の資格(濃度・音圧レベル・振動加速度レベル)を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市資源循環部広域処理施設建設室 小林 046(822)9390

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 平成 30 年度環境影響評価事後調査業務委託特記仕様書

### 1 業務の目的

この業務は、「神奈川県環境影響評価条例(昭和 55 年 10 月 20 日神奈川県条例 36 号)」(以下、県条例という。)第 68 条により「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書：平成 26 年 7 月」(以下、予測評価書という。)に示す事後調査の計画に基づき、平成 30 年度に実施する横須賀ごみ処理施設の建設(以下、廃棄物処理施設の建設という。)に係る工事中の資材運搬車両等の走行に伴う環境影響を調査し、その結果を事後調査報告書として取りまとめることを目的とする

### 2 適用範囲

本仕様書は、横須賀市(以下、甲という。)が受託者(以下、乙という。)に履行させる「平成 30 年度環境影響評価事後調査業務委託」(以下、本委託という。)に適用する。

### 3 総括事項

本委託の履行にあたっては、本仕様書のほか、予測評価書、県条例、神奈川県環境影響評価条例施行規則、神奈川県環境影響評価技術指針及び甲の契約規則の適用を受けるものとする。

### 4 法令等の遵守

乙は本委託の履行にあたり、関連する法令等は遵守しなければならない。

### 5 現場代理人及び技術者の配置

乙は本委託の履行にあたり、現場代理人及び技術者を定め、甲に届け出るものとし、甲の承認を受けるものとする。当該業務の技術者は、技術士法に規定する技術士(総合技術監理部門(選択科目が建設-建設環境又は環境-環境影響評価に限る。))又は建設部門(選択科目が建設環境に限る。))又は環境部門(選択科目が環境影響評価に限る。))又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM：登録部門が建設環境に限る。)の資格を有する者を配置すること。また、現場代理人と技術者は互いにこれを兼ねることができる。

### 6 業務内容

#### (1) 調査手法

平成 30 年度に実施する廃棄物処理施設の建設に係る工事中の資材運搬車両等の走行に伴う環境影響を調査するため、運行ルートにあたる道路沿道の大気汚染評価物質、道路交通騒音及び道路交通振動の測定を実施する。

また、大気汚染評価物質の測定期間中に合わせて風向風速を測定するとともに、道路

交通騒音及び道路交通振動測定時に自動車交通量及び走行速度の測定を実施する。

(2) 調査期間

- ① 大気汚染評価物質については、契約日から 11 月までの間に、別途指示する 1 週間の連続測定を 1 回実施する。
- ② 道路交通騒音及び道路交通振動については、契約日から 11 月までの間に、別途指示する 1 日 24 時間の連続測定を 1 回実施する。

(3) 調査地点 (別紙 1)

① 大気汚染評価物質調査地点

- 1) 平作 (市道坂本芦名線：横須賀市平作四丁目周辺)
- 2) 大矢部 (都市計画道路久里浜田浦線：横須賀市大矢部三丁目周辺)

② 道路交通騒音及び道路交通振動調査地点

- 1) 平作 (市道坂本芦名線：横須賀市平作四丁目周辺)
- 2) 大矢部 (都市計画道路久里浜田浦線：横須賀市大矢部三丁目周辺)

※ 風向風速は大気汚染評価物質調査地点に、自動車交通量及び走行速度は道路交通騒音及び道路交通振動調査地点に合わせて測定を実施する。なお、詳細な調査地点 (測定機器収納庫設置場所等) については、別途調整の上指示する。

(4) 調査項目及び調査方法

① 大気汚染評価物質等

1) 浮遊粒子状物質

ベータ線吸収法 (1 時間値)、大気の汚染に係る環境基準について (昭和 48 年、環境庁告示第 25 号) に定める方法に準拠する。

2) 窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素)

化学発光法 (1 時間値)、二酸化窒素に係る環境基準について (昭和 53 年、環境庁告示第 38 号) に定める方法に準拠する。

3) 風向風速

毎正時前 10 分間平均値、観測高度地上 4.5m、地上気象観測指針 (平成 14 年、気象庁) に定める方法に準拠する。

② 道路交通騒音及び道路交通振動等

1) 道路交通騒音

等価騒音レベル、騒音に係る環境基準について (平成 10 年、環境庁告示第 64 号) に定める方法に準拠する。

## 2) 道路交通振動

振動レベル (L<sub>10</sub>、L<sub>50</sub>、L<sub>90</sub>)、振動規制法施行規則 (昭和 51 年、総理府令第 58 号) に定める方法に準拠する。

## 3) 自動車交通量

通過する車両を車種別 (大型貨物、バス、清掃車 (市直轄)、清掃車 (民間)、小型貨物、乗用車) 及び方向別にカウンターにより計測調査する。

## 4) 走行速度

一定区間をストップウォッチで計測し計算により求める。

## (5) 事後調査の結果の検証方法

事後調査報告書の作成において、事後調査の結果と予測評価書における予測の結果を比較し検証を行うこと。

また、事後調査の結果が、予測評価書における予測の結果と異なった場合には、その原因を考察し、さらに著しくかい離し環境への影響が大きい場合には、対象事業の工事の実施状況、環境保全対策の実施状況等を踏まえ、その原因を解析するとともに必要に応じて新たな環境保全対策を検討すること。

## (6) 事後調査報告書の作成

事後調査報告書の作成にあたっては、予測評価書の内容を十分に把握し予測評価書の表現等を継承又は反映すること。

事後調査報告書の作成は、神奈川県環境影響評価担当部署の指導により実施するため、県担当部署 (県庁) との打ち合わせに参加 (2 回程度) し適切に対応すること。

事後調査報告書は、別途、甲が実施する植物調査の結果 (甲から乙へ電子データとして提供) と合わせ事後調査報告書を作成すること。

事後調査報告書は、製本 (A4 判くるみ製本、表紙 (レザック 66 ミント 46 判 175kg)、カラー刷り) し、120 部作成すること。

## 7 測定機器収納庫の設置等

乙は調査場所に大気汚染測定機器を収納できる収納庫を設置すること。

なお、大気汚染測定機器を収納できる収納庫の設置場所の占用許可等については甲が行う。

その他、測定を実施するための機器、機材の確保は乙が行い、測定に必要な手続き、電力の確保 (電力の確保は、原則として仮設電気とし、仮設電気の設置、手続き、使用料等の負担は乙が行う。) については乙が実施すること。

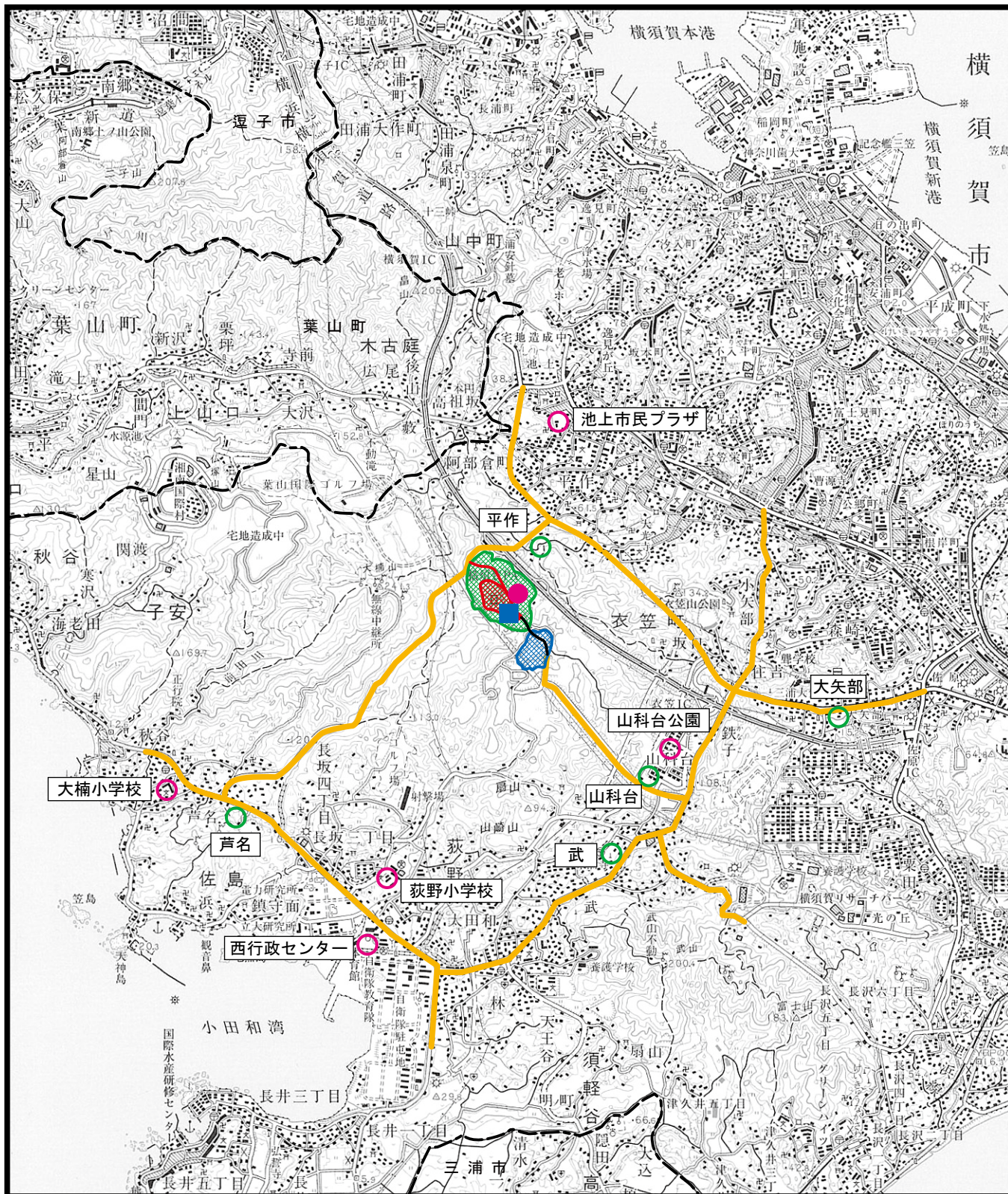
## 8 留意事項

- (1) 乙は、事後調査に先立ち、事後調査計画書を作成し、提出すること。
- (2) 乙は、委託業務期間中に甲が求めた場合又は乙が必要とする場合は打合せを行いその打合せの内容を議事録としてまとめ提出すること。
- (3) 作成された成果品は、すべて本市に帰属し、乙は本市の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (4) 乙は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 紙媒体で作成した成果品は、CD等の電子媒体でも提出すること。












## 9 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び本仕様書に明記のない事項については、甲乙双方、協議により解決するものとする。





凡例

- |   |                         |   |                                       |   |          |
|---|-------------------------|---|---------------------------------------|---|----------|
|  | : 廃棄物処理施設<br>(宅地の造成を含む) |  | : 環境大気(周辺地域)<br>及び地上気象調査地点            |  | : 新設搬入道路 |
|  | : 宅地の造成<br>(残置森林(最大範囲)) |  | : 地上気象調査地点                            |  | : 既設改修道路 |
|  | : 発生土処分場                |  | : 道路沿道(大気汚染、騒音振動、<br>自動車交通量、走行速度)調査地点 |   |          |
|  | : 市町界                   |  | : 関係車両主要<br>走行ルート                     |   |          |
|  | : 環境大気(実施区域内)<br>調査地点   |   |                                       |   |          |



調査地点

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。